

第 191 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

(長崎市高島ふれあい海岸飛島磯釣り公園)

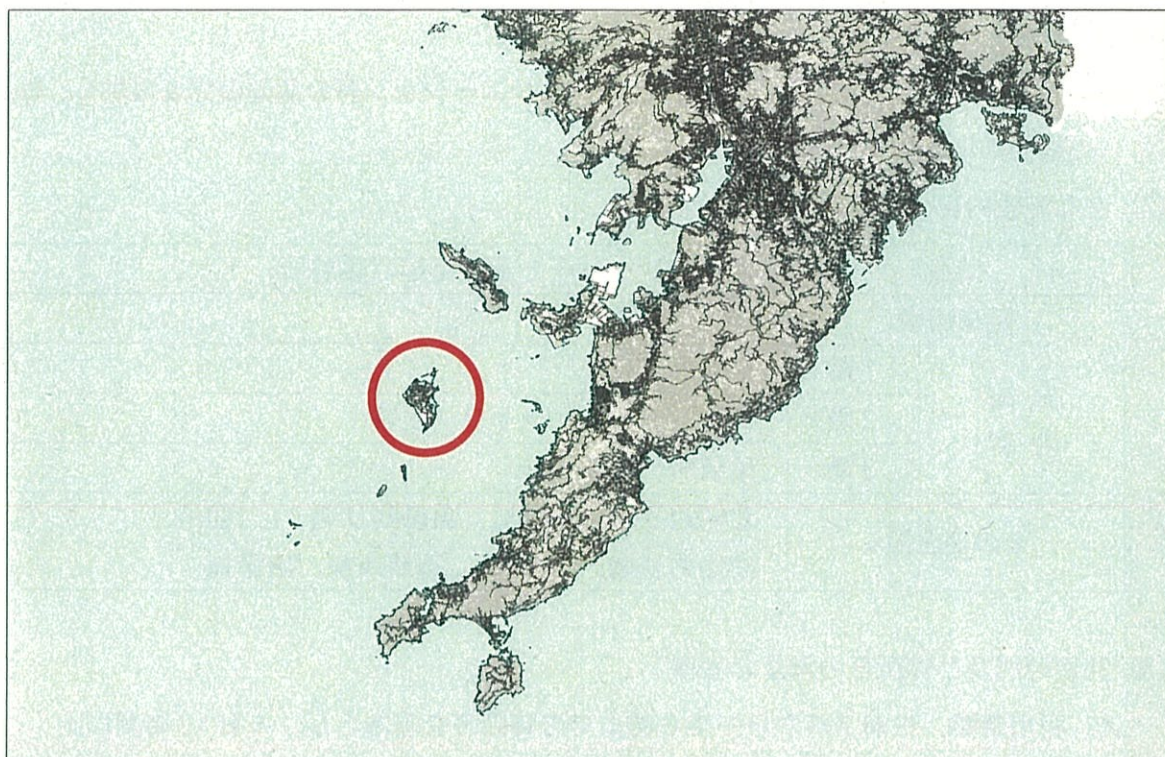
	ページ
1 施設の概要	1~3
2 指定管理者候補者の概要	3
3 指定の期間	3
4 指定管理者候補者の選定について	3~4

【参考】

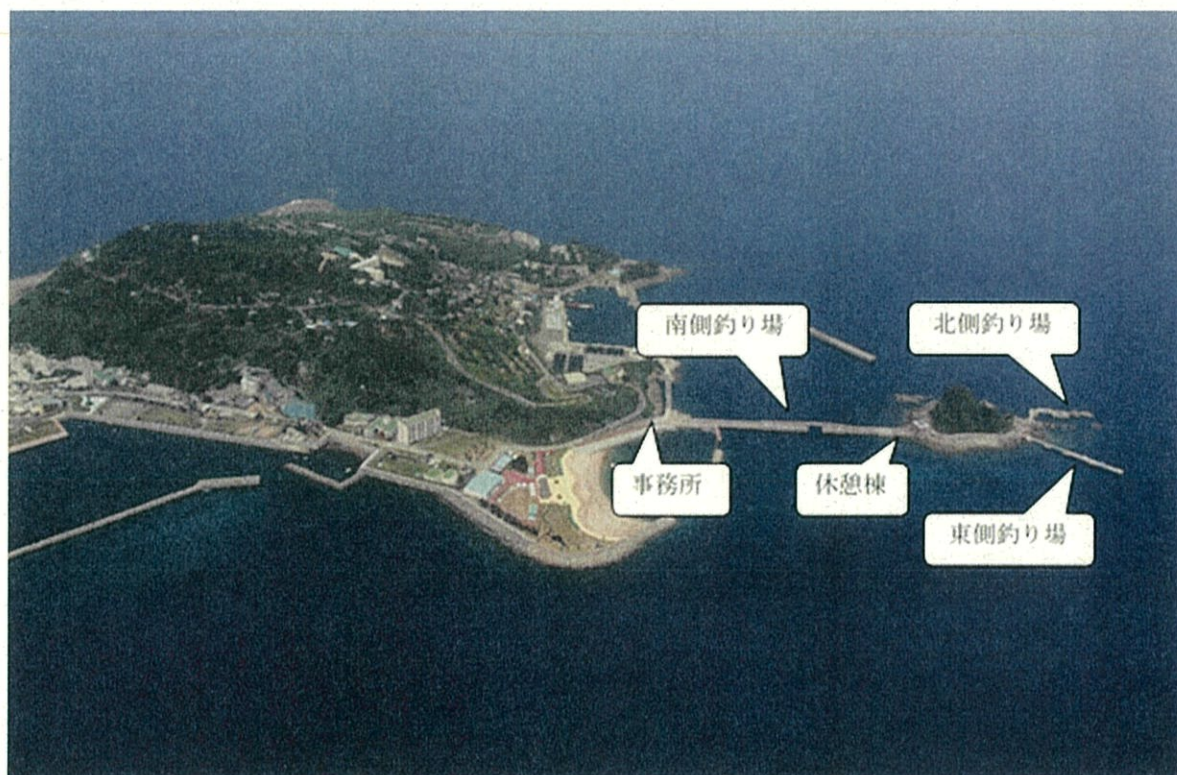
(1) 事業計画書概要	5
(2) 仕様書	6~14

1 施設の概要

(1) 位置図



(2) 配置図



- (3) 名称 飛島磯釣り公園
 (4) 所在地 長崎市高島町 1726 番地
 (5) 設置年月日 平成 9 年 7 月 20 日
 (6) 設置目的

市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため。

(7) 主な施設内容

構造	鉄筋コンクリート造 3 階建 (休憩所)	
延床面積	768 m ²	
施設内容	1 階	空間部分
	2 階	2 階 トイレ、シャワー室等
	3 階	休憩所、倉庫
その他施設	北側釣り場 L=60m、東側釣り場 L=120m、南側釣り場 L=192m、事務所棟、店舗棟	

(8) 利用時間及び休所日の承認の基準

ア 利用時間 午前 7 時から午後 5 時までの時間帯を基本とし、1 日 10 時間以上

イ 休所日 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで並びに 1 月、2 月及び 12 月の毎週特定の曜日 (その日が休日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日をいう。以下この表において同じ。) に当たるときは、その翌日)

(9) 利用料金 (基準額)

区分		金額
釣り	一般	520 円
	小学校の児童又は中学校の生徒	260 円
見学等	一般	100 円
	小学校の児童又は中学校の生徒	50 円

備考 「一般」とは、15 歳以上の者 (小学校の児童及び中学校の生徒を除く。) をいう。

(10) 利用者等の推移

ア 利用者の推移

(単位: 人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	8,071	6,897	7,406	6,992

イ 指定管理委託料の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
金額	13,925	13,924	13,914	13,924

ウ 使用料収入の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
金額	3,616	3,093	3,545	3,253

2 指定管理者候補者の概要

- (1) 名 称 西彼南部漁業協同組合
- (2) 所 在 地 長崎市伊王島町 2 丁目 2047 番地 2
- (3) 代 表 者 代表理事組合長 永田 直樹
- (4) 設立年月日 平成 9 年 9 月 1 日
- (5) 主 な 事 業
 - ア 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
 - イ 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
 - ウ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
 - エ 漁場の利用に関する事業

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者候補者の選定について

- (1) 選定方法 非公募

- (2) 選定理由

当該施設は高島地区の地域活性化を担う主要なレジャー施設であり、地域との連携が特に求められる施設である。

西彼南部漁業協同組合は、地域住民で構成されている団体であり、また当該施設は同組合が有する共同漁業権内に設置されていることから、周辺水域に精通している同組合が管理することにより、的確な情報発信による集客と緊急時の迅速な対応が期待できる。

また、高島地区は離島及び過疎地域であり、地域振興や地元雇用に対する配慮が必要なことから、地域団体である西彼南部漁業協同組合に管理を行わせることが適当であるため。

- (3) 利用料金制 導入する

- (4) 業務内容

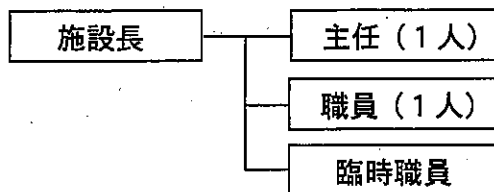
ア 施設の運営に関する業務

施設の受付・案内、行為の許可、利用料金の徴収等

イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

保守点検、修繕、清掃、安全管理等

(5) 管理運営体制



※常時2人の監視員を配置。

(6) 候補者提案額

(単位:千円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
11,995	11,995	11,995	11,995	11,995	59,975

※令和2年度から利用料金制度を導入

(7) 候補者提案額の内訳

(単位:千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
支出	人件費	12,357	12,357	12,357	12,357	12,357	61,785
	需用費	1,303	1,303	1,303	1,303	1,303	6,515
	役務費	841	841	841	841	841	4,205
	委託料	827	827	827	827	827	4,135
	その他	—	—	—	—	—	—
	合計(A)	15,328	15,328	15,328	15,328	15,328	76,640
利用 料金 収入	施設利用料・ 附属設備利用料	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	16,665
	合計(B)	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	16,665
市所要額(A-B) (指定管理委託料)		11,995	11,995	11,995	11,995	11,995	59,975

【参考】

(1) 事業計画書概要

【経営方針】

- ・利用者に釣り公園を安全で快適に利用していただけるよう市と連携して円滑な管理運営に努める。
- ・釣りを通して利用者に海や自然に親しむ場となる施設づくりを行う。

【安全・安心面からの取組み】

- ・釣り場の監視及び救命胴衣の無料貸出しを行う。

【施設の管理】

- ・管理運営上の経理について、各種帳票書類を整備して、固有の会計を設け処理を行う。

【施設の運営】

ア 利用促進のための方策について

- ・魚種別ポイント、時期などの情報を利用者に提供する。
- ・インターネットを利用し、利用の案内や釣果情報を発信する。

イ 利用者等の要望の把握及び実現策について

- ・来場者へのアンケートを実施する。

ウ その他

- ・海水浴場の開場期間中は、海水浴場の指定管理者と連携を図り、事故防止に努める。

【個人情報の保護の措置】

- ・法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。
- ・釣果情報の名簿などは厳重に保管する。

【緊急時の対応について】

- ・事故発生時は、警察署・消防署に連絡するとともに水産農林政策課、高島地域センターに連絡する。
- ・破損・火災などの危険箇所から安全な場所まで、職員が誘導し、現場責任者の指示に従う。

【施設の維持管理】

- ・必要な保守点検等を行い、適正に施設を維持管理する。

(2) 仕様書

飛島磯釣り公園指定管理者業務仕様書

飛島磯釣り公園（以下「釣り公園」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、本仕様書によります。

また、本文中に「条例」とあるのは「長崎市高島ふれあい海岸条例」、「規則」とあるのは「長崎市高島ふれあい海岸条例施行規則」を表します。

1 趣旨

本仕様書は、釣り公園の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とします。

2 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市飛島磯釣り公園
- (2) 所在地 長崎市高島町 1726 番地
- (3) 設 立 平成 9 年 7 月 20 日
- (4) 施設の内容

ア 北側釣り場：L=60m、東側釣り場：L=120m、南側釣り場：L=192m

イ 休憩所棟：鉄筋コンクリート造 3 階建 (768 m²)

(1 階 空間部分、2 階 トイレ、シャワー室等、3 階 休憩所、倉庫等)

ウ 事務所棟：鉄筋コンクリート造平屋建 (40 m²)

エ 店舗棟：鉄筋コンクリート造平屋建 (20 m²)

3 管理に関する考え方

釣り公園の管理運営は、次に掲げる項目に沿って行ってください。

- (1) 釣り公園を通して、市民が海と自然に親しみ、憩い、地域振興及び福祉の増進に資するものであるという設置理念に基づき、管理運営を行ってください。
- (2) 公の施設として、市民の平等な利用及び利用者への公平なサービスの提供を常に確保するとともに良好な施設の維持管理を行うことを基本としてください。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させてください。
- (4) 個人情報の保護を徹底してください。
- (5) 効率的な運営を行ってください。
- (6) 管理運営費の削減に努めてください。

4 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

5 法令等の遵守

釣り公園の管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法

- (2) 長崎市高島ふれあい海岸条例、長崎市高島ふれあい海岸条例施行規則
- (3) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他労働関係法令
- (4) 個人情報保護に関する法律、長崎市個人情報保護条例、長崎市情報公開条例
- (5) 消防法
- (6) その他、業務を遂行する上で関連する法令等がある場合は、それらを遵守してください。
指定期間中に前各号に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

6 職員の配置等について

関係法令を遵守し、適正な労働条件のもと、業務実態にあった体制を確立するとともに、施設管理や運営に的確な対応ができる職員の確保及び配置を行ってください。

(1) 職員配置

- ア 統括責任者として、飛島磯釣り公園に常勤職員の施設長を配置してください。
- イ 施設長を補佐し、施設長不在時に代理する役割を担うとともに、事業の実施及び来場者の対応等を行う者として、常勤職員の主任を配置してください。
- ウ 施設長又は主任が甲種防火管理者の資格所有者であること。
- エ 午前6時30分から午後5時30分までは、常勤職員を1名以上配置してください。
- オ 午前7時から午後5時までは、監視員を2名以上配置してください。
- カ 臨時職員は、施設を安全に運営するために必要な人数を配置してください。
※長崎市が想定する職員の配置は次のとおりです。

施設長、主任、受付、監視員

(2) 職員の基準

- ア 専門的な資格、技術等を要する業務については、必ず当該資格保有職員を配置してください。
- イ 職員は、直接雇用し、労働関係法令を遵守してください。
- ウ 職員は制服を着用するなど、施設利用者が判別できるようにしてください。
- エ 職員に対し、施設の運営管理に必要な研修を実施してください。
- オ 施設の設置目的を踏まえ、地元雇用に配慮してください。

7 開場時間及び休場日等について

開場時間及び休場日の承認の基準は次のとおりです。

- (1) 開場時間：午前7時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日10時間以上
- (2) 休場日：1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで並びに1月、2月及び12月の毎週特定の曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下この表において同じ。）に当たるときは、その翌日）

※指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開場時間及び休場日を変更することができます。

8 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

- ア 施設の受付、案内

- (ア) 釣り公園の概要等の基本情報を把握し、利用者又は電話等の問い合わせに対応してください。
- (イ) 利用者又は電話等による苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録してください。

イ 行為の許可（取り消しを含む）

条例、規則等に従って行ってください。

(ア) 行為及び利用の許可について

条例第6条及び第9条第1項の規定に従って行います。

(イ) 行為及び利用の制限に関する事項

- a 条例第7条及び第9条第2項各号に定める場合には、行為及び利用の許可をすることができません。
- b 条例第8条各号に規定する行為は禁止されています。
- c 条例第14条第1項各号に該当する場合は、利用等の許可を取り消し、又は行為若しくは利用を停止し、若しくは制限することができます。
- d 条例第16条に該当する場合は、利用を禁止し、又は制限することができます。

ウ 施設の利用料金の徴収

- (ア) 行為の許可に係る料金、又は施設の利用に係る料金は利用料金とし、指定管理者の収入とします。
- (イ) 利用料金は、あらかじめ長崎市の承認を受けて定める基準に基づき、減免することができます。
- (ウ) 釣り銭は必要に応じて準備し、利用者の便宜を図ってください。

エ 施設の利用に伴う釣具等の販売業務を行ってください。なお、独立採算制とします。

オ 施設の利用促進のため、乗船券と施設利用券をセットにしたパック事業を実施し、バックチケットを作成してください。

カ 施設の利用実績の記録・集計に関する業務

キ 広告宣伝に関する業務

- (ア) 施設のホームページについては、定期的に更新作業を行い、最新の情報提供に努めてください。
- (イ) 各種広報媒体を活用した広告宣伝に努めてください。

ク 施設及び設備の維持管理

(ア) 施設及び設備の保守点検

釣り公園の適正な運営のため、次の保守点検を行ってください。

浄化槽設備点検	仕様	事務所棟
		形式：株式会社クボタ社製 KC-15A (D) 型 放流ポンプ槽内臓型 処理方式：分離接触ばっ気方式、処理対象人員：15人 中継層：0.90 m ² 、ポンプ内臓
		休憩所棟 形式：株式会社クボタ社製 KC-28A 型 処理方式：分離接触ばっ気方式、処理対象人員：28人

		<p>環境省関係浄化槽法施行規則及び浄化槽製造メーカーの手引書等に基づき、対象浄化槽の保守点検及び清掃等を行う。</p> <p>(1) 保守点検</p> <p>ア 事務所棟 4ヶ月毎に年3回以上実施</p> <p>イ 休憩所棟 3ヶ月毎に年4回以上実施</p> <p>(2) 清掃 各年1回以上(10月末までに実施)</p> <p>(3) 放流水水質検査(BOD) ※保守点検に併せて行うこと</p>
消防設備点検	仕様	<p>消火器(7基)、避難器具、非常警報装置</p> <p>消防法施行規則第31条の4の第1項及び第3項に示された基準に従って、消防用設備の保守点検を行う。(法定点検 6月・12月)</p>
電気設備点検	仕様	<p>受電設備、配電設備、電気使用場所の設備</p> <p>外観点検、電圧・電流・漏れ電流測定等による保安業務を行う。(年1回以上)</p>

(イ) 施設及び設備の修繕

来場者の安全の確保を図るため、1件あたり200千円未満のものは、委託料(修繕)の範囲内において、速やかに実施してください。なお、執行(業者選定、見積徴取、契約を含む)は、長崎市の契約制度の例により行うようにしてください。なお、執行にあたっては、長崎市内に本社を有する長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱(昭和55年8月1日施行)第11条に規定する有資格業者名簿又は長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱(昭和63年12月1日施行)第11条に規定する有資格者名簿に登録されている者(以下「有資格者」という。)を優先してください。

(ウ) 施設の清掃等

釣り公園区域内のごみ拾いや清掃を行うとともに、部分的な防錆塗装を行うなど、施設全体の美化に努めてください。

また、不法投棄物があった場合には、投棄者へ撤去を要請し、その投棄者が判明しない場合には自らその処理を行ってください。

(エ) 周辺海域の海底清掃

釣り場周辺の海底清掃(釣竿、釣り糸等の回収)を年1回行ってください。

(オ) 施設の安全管理

- a 施設の利用時間中は、定期的に巡回するなど、利用者の安全に配慮し、事故防止に努めてください。
- b 事故発生時には、救護措置をとり、長崎市及び警察等関係機関へ連絡報告等を行ってください。
- c 天災、火災等の災害発生時は、利用者の安全を最優先に避難誘導を行うとともに長崎市及び消防署等関係各機関に連絡を行うなど適切な対応を行ってください。また、円滑な避難誘導等を行うことができるよう、普段から必要な訓練等を行ってください。

(カ) 備品類の管理・調達

(キ) その他の業務

a 事業計画書及び収支予算書の作成

翌年度分の事業計画書及び収支予算書を毎年度9月末までに作成し、市が指定する日までに提出してください。

b 事業報告書及び収支決算書の作成

管理運営業務の利用状況・実施状況等を記載した業務日報を作成し、長崎市が指定する期間保管し、求めがあったときは提出してください。

c 毎月、業務日誌に基づいて業務報告書を作成し、翌月10日までに長崎市へ報告してください。

d 施設的环境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告

e AED（自動体外式除細動器）操作方法を含む救急救命講習の実施

f 簡易救護薬品等の常備

g 利用者からの苦情への対応

(ク) その他留意事項

a 本業務に従事する職員には名札を着用させてください。

b 緊急医療情報、交通機関情報及び近隣の観光情報を収集して、利用者に対して情報提供を行ってください。

c 台風及び時化等、緊急閉場等の必要があると判断した場合には、長崎市へ連絡し諸手続きについて協議を行ってください。

(2) 自主事業

指定管理者は、施設利用者の利便性や施設の魅力向上に資する自主的な事業を自らの費用負担により行うことができます。自主事業を実施する場合は、あらかじめ市に実施計画書案を提出し、市長の承認を得たうえで実施してください。

9 経費等について

指定管理者は、長崎市が支払う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）及び利用者が支払う利用料金収入により管理運営を行うこととなります。

(1) 委託料

「飛鳥磯釣り公園の管理に関する業務の収支予算書」による提案に基づき、支出（施設の管理・運営にかかる経費）から利用料金収入を差し引いた額が委託料となります。委託料が不足する場合があっても、長崎市は不足分の支出は行いません。

委託料は協定書で定め、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに四半期に分割して支払います。

(2) 利用料金収入

施設は利用料金制を採用します。したがって、利用者が支払う利用料金（施設及び附属設備に係るもの）は指定管理者の収入となります。利用料金の額は、長崎市が条例、規則で定める額を基準としてあらかじめ市長の承認を得て定めることとなります。

また、利用料金の減免については、長崎市が条例、規則で定める基準に基づき、あらかじめ市長の承認を得て行うこととなります。

(3) 利用料金の取り扱い

利用料金は、施設利用の許可の際に徴収するものとし、利用日の属する年度の収入とします。令和2年4月1日から令和7年3月31日利用分までの利用料金が、指定管理者の収入となります。

なお、利用料金収入が指定管理者の提案額を超えた場合、その超えた金額のうち、提案額の10%までは全額を指定管理者の収入とします。なお、10%を超えた部分の収入については、基準として、その超えた部分の50%を長崎市に納付していただくか、若しくは利用者還元に充てることとしますが、その使途については提案してください。

(4) 施設における釣り具の販売業務及び自主事業の経費

釣り具の販売業務及び自主事業の実施に係る経費については全て指定管理者の負担とし、当該事業により得た収入については、指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、全て指定管理者の負担となります。

なお、当該事業により利益が生じた場合、公の施設を使用しての利益であることから、一定割合の市への納付や利用者への還元など利益の取扱いについても併せて提案をしてください。基準として、利益の10%までは全額指定管理者の収入とし、その超えた部分の50%を市への納付もしくは利用者還元に充てることとします。詳細については、協定書において定めることとします。

(5) 委託料の精算について

修繕料を除き委託料の精算は行いません。ただし、指定期間内に次の状況となった場合は、利用料金収入及び委託料について協議を行うこととします。

ア 指定管理業務を追加及び廃止した場合

イ 10 責任の分担に基づく協議が必要となった場合

(6) 修繕料の精算について

指定管理者は、修繕料に係る委託料について、支出の内訳を明らかにした精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。なお、精算した結果、残金を生じたときは、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければなりません。

(7) 事業報告

会計年度終了後、30日以内に事業の報告を行ってください。なお、収支報告については、収支計算書を提出してください。

(8) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行ってください。

(9) 立入検査について

長崎市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととします。

10 責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりです。なお、詳細については、関係法令に基づいて、協定書に規定することとします。

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		○※
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○※
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない（長崎市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク	○（責任の範囲については協議する）	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休場等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引継ぎに係る費用負担			○
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応）			○
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）			○（修繕については、1件当たりの金額が200千円未満のもの）

管理事務所、倉庫等の物品管理		○
有料施設の利用の許可（受付、許可、料金徴収業務）		○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）		○
利用料金の収受		○
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収	○	
施設の法的管理（占有許可等）	○	
施設の整備、改修	○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等	○	
災害復旧（本格復旧）	○	
火災保険（火災及び災害）	○	
施設賠償責任保険	○	○※長崎市が加入する保険と重複しない範囲で必要な保険に加入する。

※指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとします。

《本責任の分担のほか疑義のあるものについては、その都度協議することとします。》

11 指定管理者の賠償責任と保険の加入

(1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければなりません。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とします。

(2) 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第2条（公の営造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができます。

(3) 保険の付保

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。なお、長崎市は「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。同保険の賠償責任保険の内容は次のとおりです。

施設賠償責任保険契約類型		D型	
てん補限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円

12 備品の取り扱い

- (1) 指定管理者は、長崎市の所有する備品等については、「長崎市会計規則」に定める備品台帳等を備えて、その保管に係る備品等を整理し、購入及び廃棄等については、長崎市と協議するとともに移動について定期的に長崎市に報告してください。
- (2) 指定管理者は、長崎市が貸与する備品等において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は調達してください。
- (3) 備品等の詳細な取り扱いについては、別途協定書において定めることとします。

13 業務実施上の注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないでください。
- (2) 施設の管理運営に係る各種規程・要綱等がない場合は、長崎市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施してください。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、長崎市と協議を行ってください。
- (4) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の規定に基づき、防火管理者を定めるものとします。防火管理者は消防計画を作成し、消防計画に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行ってください。
- (5) 市民の利便に資するため、開場時間、休場日の変更が必要であると市長が認めたときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行ってください。
- (6) その他、仕様書に記載のない事項については、長崎市と協議を行ってください。
- (7) 指定期間中、年度ごとの予算については、長崎市の財政の状況等により金額が変更となる場合があります。

14 協議

この仕様書に規定するもののほか指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、長崎市と協議し、決定します。